

## 規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第八十七号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第五号）附則第三号に掲げる規定の施行期日は、令和七年七月一日とする。